

産業廃棄物再生利用個別指定申請書 添付書類一覧表【再生活用】

	添付書類	再生活用		
		新規変更	延長	変更(注4)
1	①申請書の第2面、第3面及び別紙に記載した申請者、全ての役員（監査役を含む）、使用人及び出資者の住民票（本籍地（外国人にあつては国籍）記載のあるもの。以下同じ。） ②申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票 ③出資者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書	○	○	
2	法人は、定款（寄附行為）及び履歴事項全部証明書（定款は原本証明をしてください）	○	○	
3	役員等が欠格要件に該当していない旨の誓約書 （事業者・役員・株主等が欠格要件に該当していないことの誓約）	○	○	
4	法人の登記事項証明書に登記されていない使用人について、政令第6条の10に規定する使用人であることの証明書	△	△	
5	事業計画 ①全体計画の概要、②再生活用する産業廃棄物の種類及び処分量等、③施設の概要、④再生処理業務の具体的な計画、⑤環境保全措置の概要	○	△	○
6	①施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	○	△	
	②保管施設の保管計画書及び当該施設の付近の見取り図	○	△	
	③法第15条の許可に係る施設は施設の許可書の写し	○	△	
	④再生活用に供する施設の能力を説明する資料	○	△	
	⑤土地の登記事項証明書及び公図	○	△	
	⑥施設の所有権を有することを証する書類	○	△	
	⑦事務所付近の見取り図	○	△	
7	再生活用において生ずる産業廃棄物の処理方法を記載した書類	○	○	
8	①再生品が適するべき日本産業規格その他これに準ずる規格等を記載した書類	○		△
	②再生品の性状を記載した書類（再生品に係る試験結果等）	○		△
	③再生品の取引価値を記載した書類（再生品の議度価格のほか、名目を問わず処理料金に相当する金品、再生品の運送費等の諸経費を併せて記載すること）	○		△
9	①再生品の使用の方法を記載した書類（埋め戻し材の再生利用にあつては、埋め戻しの施工計画及び施工管理の方法）	○		○
	②再生品を使用に供する場所の付近の見取り図	○		○
	③他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可証等の写し	○		○
10	①再生活用に伴う施設については、施設の所有権を有することを証する書類又は賃貸借契約書等の写し	○	△	
	②他人の土地又は建物を借用する場合には、借用に係る契約書等の写し	△	△	
11	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分に関する講習会の修了証の写し 修了証の照合を行いますので、原本を御持参ください。	○	○	
12	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	○	○	
	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類（注2）	△	△	
13	（法人） 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、確定申告書の写し（別表1（1）、別表4）、確定申告書の添付書類の写し（勘定科目内訳明細書のうち買掛金（未払金・未払費用）の内訳書、役員報酬手当等及び人件費の内訳書）	○	○	
	（個人） 資産に関する調書、直前3年の確定申告の写し（青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）又は収支内訳書）			
14	（法人） 直前3年の法人税の納税証明書（その1）	○	○	
	（個人） 直前3年の所得税の納税証明書（その1）			
15	今後5年間の事業に係る収支計画書	○	○	
16	経理的基礎申告書【市独自様式】（診断書が必要かどうか判断してください）	○	○	
	収支計画書に基づく経営診断書	△	△	
17	土地が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議（裏面参照）	△	△	

- (注) 1：○印は、必ず添付する書類です。△印は、該当する（変更する）内容がある場合にのみ添付が必要です。
- 2：事業の開始に要する資金の調達が必要な場合は、金融機関の証明書が必要です。
- 3：申請に必要な部数は2部（提出用、控用）です。控用はコピーでも結構です。
- 4：再生活用により得られる有用物の利用方法の変更に限ります。
- 5：住民票等の各種証明書類は、交付日から3か月以内のものを添付してください。正本には原本を添付してください。
- 6：申請は、日時等を担当者と調整して行ってください。

※再生利用個別指定業における経営診断書の添付の判断基準

【法人】

決 算 書	営業実績 3 年以上				営業実績 3 年未満
直前期自己資本比率	0～10%未満	マイナス			
経常利益金額等（直前 3 年平均）	（赤字）	黒字・赤字	黒字	赤字	
経常利益金額等（直前期）	（赤字）	黒字	赤字	赤字	
診断士の診断書	必要	必要	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：直前期自己資本比率が10%以上の事業者

- ・経常利益金額等とは、損益計算書の経常利益の金額に損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た数字をいいます。
- ・（赤字）は、どちらかが赤字または両方とも赤字の場合を意味します。
- ・自己資本比率：（貸借対照表の資本の部の合計）÷（貸借対照表の資産の部の合計）×100
- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

【個人】

資 産 調 書	営業実績 3 年以上		営業実績 3 年未満
直前 3 年の所得税を 1 年でも納税していない年がある	全ての業者		全ての事業者
直前 3 年の所得税を 3 年間、納税していない		資産 < 負債	
診断士の診断書	必要	不許可	必要

注：・上表に該当しない者は、診断士の診断書を添付する必要はありません。

例：資産の合計から負債の合計を引いた額がプラス（0以上）で毎年納税している者

- ・診断士の診断書は、今後5年間の収支計画書に基づく中小企業診断士の経営診断書です。
- ・不許可となった場合でも、申請手数料及び診断費用は申請者の負担となります。

※再生利用個別指定業の事業用地が他法令により規制を受ける場合は、所管課と協議
他法令の協議先（市役所相談窓口）

関係法令	市役所相談窓口
農地法	農政企画課
森林法	森林課
建築基準法	開発調整課又は建築相談課
都市計画法・自然公園法	開発調整課
道路法・砂防法	土木管理課
河川法	土木管理課又は河川課